

○居宅届とは○

居宅届とは、居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼し、合意したことを市へ届け出るものです。居宅届は①居宅サービス計画等作成依頼届出書②小規模多機能型・看護小規模型居宅介護サービス計画作成依頼届出書③介護予防ケアマネジメント依頼届出書の3種類があります。

○居宅届を提出するタイミングについて○

- ① 要介護又は要支援認定を受けて、初めてサービスを利用するとき
- ② 要介護又は要支援の認定有効終了後、期間をあけて認定申請後にサービスを利用するとき
- ③ うるま市に転入してきて、サービスを利用するとき（居宅介護支援事業所が変更にならない場合も提出が必要）
- ④ 居宅介護支援事業所を変更するとき
- ⑤ 要支援から要介護又は要介護から要支援に変更となったとき
- ⑥ 事業対象者が要支援又は要介護になったとき
- ⑦ 要支援又は要介護から事業対象者になったとき
- ⑧ 要支援者について、住所変更により地域包括支援センターの管轄区域が変わるとき
- ⑨ 事業所番号が変わるとき
事業所番号の変更がある場合は、対象者のリスト（氏名・住所・被保険者番号）を作成して、介護長寿課に提出してください。
- ⑩ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等に入所した後退所し、居宅サービスを利用する場合。（入所前と同じ居宅事業所を利用する場合は、契約が終了していなければ居宅届の提出は不要です）
- ⑪ 病院から退院後、居宅サービスを利用する場合。（入院前と同じ居宅事業所を利用する場合は、契約が終了していなければ居宅届の提出は不要です）

住所地特例施設に入所される方の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出について

(1) 保険者がうるま市で、他市所在の住所地特例施設に入所している場合

- ① **うるま市様式**の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書と介護保険被保険者証原本を、施設所在市町村に提出してください。
- ② 施設所在市町村からうるま市に、提出書類が送付されます。
- ③ うるま市にて、書類を受理したのち、変更後の被保険者証を被保険者へ郵送します。

(2) 保険者が他市で、うるま市所在の住所地特例施設に入所している場合

- ①**保険者市町村様式**の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書と介護保険被保険者証原本を、うるま市に提出してください。
- ②うるま市から保険者市町村に、提出書類を送付します。
- ③保険者市町村より、変更後の被保険者証を被保険者へ郵送されます。